

## 佐伯市城下町地区都市再生整備計画事後評価シートについて

この事後評価は、平成 27 年度から令和元年度を計画期間として策定し、事業実施した都市再生整備計画事業について、事業の実施状況、目標の達成状況、数値目標以外の効果の発現状況などについて、評価を行い、次のまちづくりの計画に反映させるために行ったものです。

### 事後評価シートの見方

#### 様式 2 - 1 評価のまとめ

- 1) 事業の実施状況について  
当初の都市再生整備計画から変更した内容について記載しています。
- 2) 都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況  
目標の達成状況とその要因を記載しています。
- 3) その他の数値目標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現状況  
佐伯市城下町地区都市再生整備計画事業では、その他の数値目標を設定していません。
- 4) 定性的な効果発現状況  
数値目標で表せない事業効果について記載しています。
- 5) 実施過程の評価  
事業実施する過程での評価の内容と今後の対応方針について記載しています。

#### 様式 2 - 2 地区の概要

- 1) 都市再生整備計画事業の目標と成果の概要を記載しています。
- 2) 「街の課題の変化」は、事業実施後に変化したまちの課題について記載しています。
- 3) 「今後のまちづくりの方針」は、これまでの事業実施の効果の検証結果を踏まえ、今後の方策についてまとめたものです。

#### ○社会資本整備総合交付金とは

市がまちの課題解決のために策定した、「都市再生整備計画」のもと実施する事業等の事業費に充当するために国から交付される交付金です。平成 16 年度に「まちづくり交付金」として創設されましたが、平成 22 年度に「社会資本整備総合交付金」に統合されました。

#### ○都市再生整備計画とは

地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した計画のことです。計画期間は概 3～5 箇年です。都市再生整備計画は、社会資本整備総合交付金の基幹事業のひとつに位置付けられています。